

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第29号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第6（第3条第1項関係）				
種類			額	
長期優良住宅普及促進法第5条第1項及び第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	新築基準	当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
			住棟の総戸数が301以上のもの	600円
		当該認定申請の前に、同法第6条第	戸建	17,200円

	<u>1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u>	<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>12,700</u> 円
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>10,200</u> 円
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>7,700</u> 円
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>6,600</u> 円
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>5,000</u> 円
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>4,600</u> 円
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>4,200</u> 円
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>3,800</u> 円
	<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>50,600</u> 円
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>23,800</u> 円
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>19,000</u> 円
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>15,000</u> 円
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>13,500</u> 円
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>11,600</u> 円
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>10,700</u> 円
<u>住棟の総戸数が201以</u>	<u>10,200</u>		

		<u>上 3 0 0 以下のもの</u>	<u>円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 3 0 1 以上</u> <u>上のもの</u>	<u>9, 4 0 0 円</u>	
増改 築基 準	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び 第 4 号に掲げる基 準に適合している と認められている 場合	<u>戸建</u>	<u>1 0, 1 0 0</u> <u>円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 5 以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>4, 0 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 6 以上 1</u> <u>0 以下のもの</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 1 1 以上</u> <u>2 5 以下のもの</u>	<u>2, 0 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 2 6 以上</u> <u>5 0 以下のもの</u>	<u>1, 9 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 5 1 以上</u> <u>1 0 0 以下のもの</u>	<u>1, 6 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 1 0 1 以</u> <u>上 2 0 0 以下のもの</u>	<u>1, 3 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 2 0 1 以</u> <u>上 3 0 0 以下のもの</u>	<u>1, 1 0 0 円</u>	
		<u>住棟の総戸数が 3 0 1 以</u> <u>上のもの</u>	<u>9 0 0 円</u>	
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>7 5, 9 0 0</u> <u>円</u>
			<u>住棟の総戸数が 5 以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>3 5, 7 0 0</u> <u>円</u>
			<u>住棟の総戸数が 6 以上 1</u> <u>0 以下のもの</u>	<u>2 8, 6 0 0</u> <u>円</u>
			<u>住棟の総戸数が 1 1 以上</u> <u>2 5 以下のもの</u>	<u>2 2, 6 0 0</u> <u>円</u>
			<u>住棟の総戸数が 2 6 以上</u> <u>5 0 以下のもの</u>	<u>2 0, 2 0 0</u> <u>円</u>

			住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	17,400 円
			住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	16,100 円
			住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	15,300 円
			住棟の総戸数が301以 上のもの	14,100 円
長期優良 住宅普及 促進法第 5条第3 項の規定 に基づく 長期優良 住宅建築 等計画の 認定申請 に対する 審査手数 料（分譲 事業者単 独作成）	新築 基準	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第6条第1項第 1号、第2号及び 第5号に掲げる基 準に適合している と認められている 場合	戸建	6,700円
			住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	2,700円
			住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	2,400円
			住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1,300円
			住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1,200円
			住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,100円
			住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	900円
			住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	700円
			住棟の総戸数が301以 上のもの	600円
			住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	10,500 円
			住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	8,500円

	<u>律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u>	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>6,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>5,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>4,500円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>4,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>3,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>3,300円</u>
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>21,600円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>17,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>13,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>12,600円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>11,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>10,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>9,700円</u>
	<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>8,900円</u>	
増改	<u>当該認定申請の前</u>	<u>戸建</u>	<u>10,100円</u>

	<u>築基</u> <u>準</u>	<u>に、登録住宅性能</u> <u>評価機関により同</u> <u>法第6条第1項第</u> <u>1号、第2号及び</u> <u>第5号に掲げる基</u> <u>準に適合している</u> <u>と認められている</u> <u>場合</u>		円
			<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>4,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>	<u>3,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が11以上</u> <u>25以下のもの</u>	<u>2,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が26以上</u> <u>50以下のもの</u>	<u>1,900円</u>
			<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
			<u>住棟の総戸数が201以</u> <u>上300以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
			<u>住棟の総戸数が301以</u> <u>上のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>65,800</u> 円
			<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>32,400</u> 円
			<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>	<u>26,100</u> 円
			<u>住棟の総戸数が11以上</u> <u>25以下のもの</u>	<u>20,600</u> 円
			<u>住棟の総戸数が26以上</u> <u>50以下のもの</u>	<u>18,900</u> 円
			<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>	<u>16,500</u> 円
<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>15,300</u> 円			

			<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>14,600</u> 円
			<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>13,400</u> 円
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものを除	新築基準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	<u>6,700</u> 円
			<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>2,700</u> 円
			<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400</u> 円
			<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300</u> 円
			<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200</u> 円
			<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,100</u> 円
			<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>900</u> 円
			<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700</u> 円
			<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>600</u> 円
			戸建	<u>12,000</u> 円
			<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>7,700</u> 円
			<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>6,300</u> 円
			<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>4,500</u> 円
			<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>3,900</u> 円

く。)	る場合	住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	3,000円	
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	2,700円	
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	2,400円	
		住棟の総戸数が301以 上のもの	2,200円	
		その他の場合	戸建	28,600 円
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	13,200 円
			住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	10,700 円
			住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	8,200円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	7,400円	
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	6,300円	
	住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	5,800円		
	住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	5,400円		
	住棟の総戸数が301以 上のもの	5,000円		
	増改 築基 準	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第6条第1項第 1号、第2号及び	戸建	10,100 円
住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの			4,000円	
住棟の総戸数が6以上1			3,600円	

	<u>第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合</u>	0以下のもの	
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>2,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,900円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>
	<u>住棟の総戸数が5以下(戸建を除く。)のもの</u>		<u>19,900円</u>
	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>		<u>16,100円</u>
	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>		<u>12,300円</u>
	<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>		<u>11,100円</u>
	<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>		<u>9,500円</u>
	<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>		<u>8,700円</u>
	<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>8,200円</u>	
<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>7,500円</u>		

<p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</p>	<p>新築基準</p>	<p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合</p>	戸建	6,700円	
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円	
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円	
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円	
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円	
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円	
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円	
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円	
			住棟の総戸数が301以上のもの	600円	
	<p>当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p>	<p>新築基準</p>	<p>当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p>	戸建	8,600円
				住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	6,600円
				住棟の総戸数が6以上10以下のもの	5,400円
				住棟の総戸数が11以上25以下のもの	3,800円
				住棟の総戸数が26以上50以下のもの	3,400円
				住棟の総戸数が51以上100以下のもの	2,800円
				住棟の総戸数が101以上200以下のもの	2,500円
				住棟の総戸数が201以上	2,200円

			<u>上 3 0 0 以下のもの</u>	
			<u>住棟の総戸数が 3 0 1 以上</u> <u>上のもの</u>	<u>1, 9 0 0 円</u>
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>2 5, 3 0 0</u> 円
			<u>住棟の総戸数が 5 以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>1 2, 1 0 0</u> 円
			<u>住棟の総戸数が 6 以上 1</u> <u>0 以下のもの</u>	<u>9, 9 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 1 1 以上</u> <u>2 5 以下のもの</u>	<u>7, 5 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 2 6 以上</u> <u>5 0 以下のもの</u>	<u>6, 9 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 5 1 以上</u> <u>1 0 0 以下のもの</u>	<u>6, 0 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 1 0 1 以</u> <u>上 2 0 0 以下のもの</u>	<u>5, 5 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 2 0 1 以</u> <u>上 3 0 0 以下のもの</u>	<u>5, 2 0 0 円</u>
			<u>住棟の総戸数が 3 0 1 以</u> <u>上のもの</u>	<u>4, 7 0 0 円</u>
	<u>増改</u>	<u>当該認定申請の前</u>	<u>戸建</u>	<u>1 0, 1 0 0</u> 円
	<u>築基</u>	<u>に、登録住宅性能</u>	<u>住棟の総戸数が 5 以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>4, 0 0 0 円</u>
	<u>準</u>	<u>評価機関により同</u>	<u>住棟の総戸数が 6 以上 1</u> <u>0 以下のもの</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>
		<u>法第 6 条第 1 項第</u>	<u>住棟の総戸数が 1 1 以上</u> <u>2 5 以下のもの</u>	<u>2, 0 0 0 円</u>
		<u>1 号、第 2 号及び</u>	<u>住棟の総戸数が 2 6 以上</u> <u>5 0 以下のもの</u>	<u>1, 9 0 0 円</u>
		<u>第 5 号に掲げる基</u>		
		<u>準に適合している</u>		
		<u>と認められている</u>		
		<u>既存住宅の場合</u>		

			<u>住棟の総戸数が51以上 100以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が101以 上200以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
			<u>住棟の総戸数が201以 上300以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
			<u>住棟の総戸数が301以 上のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>37,900 円</u>
			<u>住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの</u>	<u>18,200 円</u>
			<u>住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの</u>	<u>14,800 円</u>
			<u>住棟の総戸数が11以上 25以下のもの</u>	<u>11,300 円</u>
			<u>住棟の総戸数が26以上 50以下のもの</u>	<u>10,400 円</u>
			<u>住棟の総戸数が51以上 100以下のもの</u>	<u>9,100円</u>
			<u>住棟の総戸数が101以 上200以下のもの</u>	<u>8,300円</u>
			<u>住棟の総戸数が201以 上300以下のもの</u>	<u>7,900円</u>
			<u>住棟の総戸数が301以 上のもの</u>	<u>7,100円</u>
長期優良 住宅普及 促進法第 9条第1 項の規定	新築 基準	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第8条第2項の 規定により準用す	<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
			<u>住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの</u>	<u>2,700円</u>
			<u>住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの</u>	<u>2,400円</u>

に基づく 長期優良 住宅建築 等計画の 変更の認 定申請に 対する審 査手数料 (譲受人 決定時)	る同法第6条第1 項第4号に掲げる 基準に適合してい ると認められてい る場合	住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以 上のもの	600円
		その他の場合	戸建
	住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	4,900円	
	住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	4,000円	
	住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	2,700円	
	住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	2,100円	
	住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,600円	
	住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	1,400円	
	住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	1,200円	
住棟の総戸数が301以 上のもの	1,000円		
増改	当該認定申請の前	戸建	10,100

	<u>築基</u> <u>準</u>	<u>に、登録住宅性能</u> <u>評価機関により同</u> <u>法第8条第2項の</u> <u>規定により準用す</u> <u>る同法第6条第1</u> <u>項第4号に掲げる</u> <u>基準に適合してい</u> <u>ると認められてい</u> <u>る場合</u>		円
			<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>4,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>	<u>3,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が11以上</u> <u>25以下のもの</u>	<u>2,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が26以上</u> <u>50以下のもの</u>	<u>1,900円</u>
			<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
			<u>住棟の総戸数が201以</u> <u>上300以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
			<u>住棟の総戸数が301以</u> <u>上のもの</u>	<u>900円</u>
			<u>その他の場合</u>	<u>戸建</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>		<u>7,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>		<u>6,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上</u> <u>25以下のもの</u>		<u>4,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上</u> <u>50以下のもの</u>		<u>3,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>		<u>2,500円</u>
<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>2,100円</u>			

		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>1,800円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>1,500円</u>
(略)			
備考 (略)			

改正前				
別表第6 (第3条第1項関係)				
種類			額	
長期優良住宅普及促進法第5条第1項及び第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	<u>当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められていない場合</u>	<u>戸建</u>	<u>50,600円</u>	
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>23,800円</u>	
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>19,000円</u>	
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>15,000円</u>	
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>13,500円</u>	
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>11,600円</u>	
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>10,700円</u>	
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>10,200円</u>	
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>9,400円</u>	
		<u>当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げ</u>	<u>戸建</u>	<u>17,200円</u>
			<u>住棟の総戸数が5以下</u>	<u>12,700円</u>

<p><u>る基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u></p>	<u>(戸建を除く。)のもの</u>	円	
	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>10,200円</u>	
	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>7,700円</u>	
	<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>6,600円</u>	
	<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>4,600円</u>	
	<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>4,200円</u>	
	<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>3,800円</u>	
	<p><u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合</u></p>	<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下(戸建を除く。)のもの</u>	<u>2,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700円</u>
<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>		<u>600円</u>	

長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料（分譲事業者単独作成）	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合している	上のもの	
		戸建	43,800円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	21,600円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	9,700円
	住棟の総戸数が301以上のもの	8,900円	
	当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	戸建	10,500円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	10,500円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	8,500円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	6,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	5,700円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	4,500円

		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>4,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>3,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>3,300円</u>
	<u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合</u>	<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>2,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>600円</u>
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審	<u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していない</u>	<u>戸建</u>	<u>28,600円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>13,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>10,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>8,200円</u>

査手数料	い場合	住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	7,400円	
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	6,300円	
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	5,800円	
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	5,400円	
		住棟の総戸数が301以 上のもの	5,000円	
	当該認定申請の前 に、同法第6条第 1項第1号に掲げ る基準に適合した 住宅の品質確保の 促進等に関する法 律第6条第1項に 規定する設計住宅 性能評価書の交付 を受けたものであ る場合	戸建	12,000 円	
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	7,700円	
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	6,300円	
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	4,500円	
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	3,900円	
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	3,000円	
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	2,700円	
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	2,400円	
		住棟の総戸数が301以 上のもの	2,200円	
		当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同	戸建	6,700円
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円

	<u>法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合している</u> <u>と認められている</u> <u>場合</u>	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>900円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>600円</u>
<u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の</u> <u>規定に基づく</u> <u>長期優良住宅</u> <u>建築等計画の</u> <u>変更の認定申</u> <u>請に対する審</u> <u>査手数料（分</u> <u>譲事業者単</u> <u>独</u> <u>作成）</u>	<u>当該認定申請の前</u> <u>に、登録住宅性能</u> <u>評価機関により同</u> <u>法第6条第1項第</u> <u>1号、第2号及び</u> <u>第5号に掲げる基</u> <u>準に適合している</u> <u>と認められていな</u> <u>い場合</u>	<u>戸建</u>	<u>25,300</u> <u>円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>（戸建を除く。）のもの</u>	<u>12,100</u> <u>円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>9,900円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>7,500円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>6,900円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>6,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>5,500円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>5,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以</u>	<u>4,700円</u>

		<u>上のもの</u>	
<u>当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u>	<u>戸建</u>	<u>8,600円</u>	
	<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>6,600円</u>	
	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>5,400円</u>	
	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>3,800円</u>	
	<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>3,400円</u>	
	<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>2,800円</u>	
	<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>2,500円</u>	
	<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>2,200円</u>	
	<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>1,900円</u>	
	<u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合</u>	<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>		<u>2,700円</u>	
<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>		<u>2,400円</u>	
<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>		<u>1,300円</u>	
<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>		<u>1,200円</u>	
<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>		<u>1,100円</u>	
<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>		<u>900円</u>	

		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>600円</u>
長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（譲受人決定時）	<u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していない場合</u>	<u>戸建</u>	<u>13,500円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>4,900円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>4,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>2,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>2,100円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>1,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>1,000円</u>
		<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの</u>	<u>2,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200円</u>

	る場合	住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以 上のもの	600円
(略)			
備考 (略)			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)